

証券コード 4625
2026年6月10日
(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都板橋区舟渡三丁目9番6号
アトムクス株式会社
代表取締役社長 宮 里 勝 之

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第79期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.atomix.co.jp/ir/syousyu/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（アトムクス）または証券コード（4625）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」、「第79期定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（3ページから4ページ）に従って、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。また「来場にあたっての留意事項」（2ページ）をご参照いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都板橋区舟渡三丁目9番6号
当社本社二階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項 (1) 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎「定時株主総会決議ご通知」及び「中間・年次報告書」は、郵送を廃止し当社ウェブサイトでの掲載のみとさせていただきます。

【会場にあたっての留意事項】

- 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の株主様のマスク着用は任意とさせていただきますが、必要に応じて議長より着用をお願いする場合がございますのでその際はご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 咳やくしゃみなどを繰り返される株主様には、自主的な退席をお願いする場合がございます。
- 報告事項につきましては、ポイントを絞って説明いたします。

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合



同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分まで

●こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書 〇〇〇〇〇〇〇 株主総会日 _____	御中	議決権の数 X X 個		等価に現在のご所有株式数 XX 株 議 決 権 の 数 XX 個
--	-----------	-------------------------	---	--

X X X X 年 X X 月 X X 日

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード



ログインID
X000X000XXXXXX

※ 別紙

仮パスワード
XXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

■ インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書副票（右側）に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027 受付時間／午前9時～午後9時
通話料無料

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果もあり緩やかな回復基調が続いているものの、地政学的リスクの拡大による原材料価格等の高騰に加え、円安や金利引き上げによる物価上昇により依然として先行きが不透明な状況が続いています。このような状況の中、当社グループは第14次三ヵ年計画の最後の期である当期において、その目標を達成させるとともに、新たな組織（営業変革推進室）を立ち上げる等「変革」をキーワードに掲げ各事業部において現業務の見直し等の取り組みを行い効率化、生産性の向上を行い経費低減を進め、自助努力にて補えない部分は価格改定を行い利益確保に努めてきました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高127億63百万円（前連結会計年度123億48百万円）、営業利益5億69百万円（同 3億50百万円）、経常利益6億6百万円（同 3億65百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益9億45百万円（同 2億28百万円）となりました。

次に、セグメント別の業績についてご報告申し上げます。

-1. 塗料販売事業

道路用塗料においては、「国土強靱化」「維持・補修」の施策及び自転車道整備関連の公共工事の発注が順調に推移し路面標示用塗料、視覚障がい者関連製品が伸長し前年を上回りました。建築用塗料においては、戸建ての需要の低迷により防水材関連は減少したものの、高機能な屋根材が伸長し前年を上回りました。床用塗料においては、新規顧客の獲得と第4四半期期間において、高耐久製品及び水性関連製品が伸長し前年を上回りました。家庭用塗料においては、継続してホームセンターへの企画提案活動を行っていますが個人消費の節約志向が強く前年を若干下回りました。アトムレイズ（水性アクリルゴム系塗膜防水材）は、大型改修物件の獲得により前年を上回りました。

この結果、当連結会計年度の塗料販売事業の売上高は、前年同期と比べて3億34百万円増加し、118億36百万円（前年同期比2.9%増）となりました。

-2. 施工事業

床材工事の受注が減少しましたが、子会社アトムテクノスで受注した長期工事が完工し当該工事の設計変更等により売上額が増額し前年を上回りました。

この結果、当連結会計年度の施工事業の売上高は前年同期と比べて80百万円増加し、9億27百万円（前年同期比9.5%増）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は8億2百万円で、主に建物の建設、工場の生産設備の購入及び更新、研究開発の向上や生産能力を維持する目的に使用しました。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 76 期 (2023年3月期)	第 77 期 (2024年3月期)	第 78 期 (2025年3月期)	第 79 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高	11,391	12,122	12,348	12,763
経 常 利 益	179	382	365	606
親会社株主に帰属する当期純利益	81	239	228	945
1株当たり当期純利益	15円39銭	44円96銭	43円00銭	177円58銭
総 資 産	14,389	15,190	15,025	16,365
純 資 産	9,983	10,188	10,351	11,231
1株当たり純資産額	1,878円02銭	1,915円14銭	1,945円17銭	2,109円07銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純損益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。なお、当連結会計年度において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する期末自己株式数は400,900株、期中平均株式数は403,975株です。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 76 期 (2023年 3 月期)	第 77 期 (2024年 3 月期)	第 78 期 (2025年 3 月期)	第 79 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高	10,218	10,752	10,976	11,304
経 常 利 益	158	275	301	536
当 期 純 利 益	65	162	183	901
1 株当たり当期純利益	12円31銭	30円55銭	34円41銭	169円47銭
総 資 産	13,126	13,815	13,616	14,896
純 資 産	9,040	9,178	9,283	10,116
1 株当たり純資産額	1,700円71銭	1,725円29銭	1,744円52銭	1,899円68銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純損益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。なお、当事業年度において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する期末自己株式数は400,900株、期中平均株式数は403,975株です。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	主 要 な 事 業 内 容	議決権比率
アトムサポート(株)	3億80万円	家庭用塗料及び関連製品の販売	100%
(株) ア ブ ス	3,000万円	家庭用塗料関連製品の物流業務	100%
アトム機械サービス(株)	2,500万円	道路用塗料の施工機械の製造販売	100%
アトムテクノス(株)	5,000万円	コンクリート構造物の補修・補強工事	100%

(4) 対処すべき課題

- ① 事業ポートフォリオ最適化による収益基盤の再構築
- ② 人材の強化(採用、育成、多様化への対応)
- ③ 社会の課題解決と新しい価値創造に向けた研究開発の強化
- ④ B C P体制の強化(地政学的リスクへの対応と原材料の安定調達)
- ⑤ 工場の生産性向上、リニューアル
- ⑥ S D G s、E S Gへの取り組みと企業価値向上

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社、以下同じ）は、当社及び国内子会社4社で構成し、塗料販売事業と施工事業を行っています。

塗料販売事業では道路用塗料、床・屋根・防水などの建築用塗料、家庭用塗料、コンクリート構造物の保護・補修材の製造販売を行っています。このほか、道路用塗料の施工機の製造販売、交通安全や生活環境のインフラの維持管理に係るソフトウェアの開発と販売、物流業務を行っています。

また、施工事業では当社グループで製造した製品を用いた工事の請負を行っています。

(6) 主要な営業所及び工場等（2026年3月31日現在）

当 社	本 社：東京都板橋区 工 場：埼玉県加須市、埼玉県久喜市、岡山県勝田郡奈義町 支 店：大阪府大東市 営業所：北海道札幌市、宮城県仙台市、新潟県新潟市、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市中区、広島県広島市、福岡県福岡市
アトムサポート株式会社	本 社：東京都板橋区
株式会社アプス	本 社：埼玉県久喜市
アトム機械サービス株式会社	本 社：埼玉県川口市
アトムテクノス株式会社	本 社：埼玉県北葛飾郡松伏町

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
278名	5名減

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員は含めていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
218名	3名減	44.6歳	20.5年

（注）1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は含めていません。

2. 使用人数には嘱託社員を含めていますが、平均年齢及び平均勤続年数には含めていません。

(8) 主要な借入先及び借入額（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	200百万円

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,242,000株 |
| ③ 株主数 | 2,456名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ア ト ミ ク ス 取 引 先 持 株 会	1,010千株	17.65%
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	700	12.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口・75715口）	400	7.00
西 川 正 洋	280	4.89
ナ ラ サ キ ラ イ ン 株 式 会 社	134	2.35
東 洋 テ ッ ク 株 式 会 社	126	2.20
ア ト ミ ク ス 社 員 持 株 会	115	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	106	1.85
楠 本 化 成 株 式 会 社	106	1.85
ケ ー シ ー 工 業 株 式 会 社	100	1.74

- (注) 1. 持株数については千株未満を、持株比率については小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。
2. 持株比率は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する400,900株を除いた自己株式1,515,945株を控除して算出しています。
- (2) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。
- (3) 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 里 勝 之	
取 締 役	花 形 裕 透	執行役員レイズ事業部長
取 締 役	富 士 田 学	執行役員管理統括部長兼経理部長
取 締 役	鈴 木 太 亮	執行役員技術本部長
取 締 役	田 中 滋 子	
監 査 役（常勤）	小 川 博 巳	
監 査 役	上 原 左多男	税理士法人上原会計事務所代表社員
監 査 役	石 川 伸 吾	楠本株式会社代表取締役、楠本化成株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役田中滋子氏は社外取締役です。
2. 取締役田中滋子氏はコンサルティング業務における豊富な経験から、経営改革、人材育成に関する専門的な知見を有しています。
3. 監査役上原左多男氏及び監査役石川伸吾氏は社外監査役です。
4. 取締役田中滋子氏、監査役上原左多男氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
5. 監査役上原左多男氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しています。
6. 監査役石川伸吾氏は楠本株式会社及び楠本化成株式会社の代表取締役を務めており、経営に係る専門的な知見を有しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役田中滋子氏、社外監査役上原左多男氏、石川伸吾氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低限度額としています。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役・監査役・執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は全額会社が負担しています。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

-1. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の額	
			基本報酬	業績連動報酬等
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5 名 (1)	54百万円 (5)	54百万円 (5)	—
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	13 (5)	13 (5)	—
合 計 (う ち 社 外 役 員)	8 (3)	68 (10)	68 (10)	—

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

2. 上記の支給額には、以下のものが含まれています。

・当該事業年度に係る役員退職慰労金引当額の増加分

取締役 5名 5百万円（うち社外取締役 1名 0百万円）

監査役 3名 1百万円（うち社外監査役 2名 0百万円）

-2. 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第60期定時株主総会において年額1億30百万円（使用人兼務分は除く）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第60期定時株主総会において年額30百万円と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、株主総会決議で承認を得た範囲内で、基本報酬（固定）、役員退職慰労金（積立型退任時報酬）の金銭報酬で構成しています。取締役の個人別の報酬における各報酬の割合については、各規程を基に役位や貢献等に応じて設定しています。なお、当該方針は、取締役会で決議された内規により決定しています。

-1. 基本報酬は、過年度の業績に対する評価等を総合的に勘案して、取締役会により一任された代表取締役社長が社外取締役の意見を得て役員報酬内規に基づき決定した支給額を毎月支給しています。

-2. 役員退職慰労金は、職務執行の対価として役員退職慰労金内規に基づき、取締役に対して役位別の年間基本額を積み立て退任時に累積額を算出し、株主総会の決議のもと取締役会で支給額を決定の上支給しています。

⑦ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、株主総会決議で承認を得た範囲内で、基本報酬（固定）、役員退職慰労金（積立型退任時報酬）の金銭報酬で構成しています。監査役の個人別の報酬については各規程をもとに職務・経験等に応じて設定しています。

- 1. 基本報酬は、役員報酬内規に基づき監査役の協議によって決定し、取締役会で報告しています。
- 2. 役員退職慰労金は、職務執行の対価として役員退職慰労金内規に基づき、監査役に対して年間基本額を積み立て退任時に累積額を算出し、株主総会の決議のもと監査役の協議によって支給額を決定の上、取締役会で報告し支給しています。

⑧ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項及びその内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬については、取締役会で委任決議に基づき代表取締役社長宮里勝之が株主総会決議により承認された総額の限度額の範囲内で役員報酬内規に基づき取締役の個人別の報酬額を決定しています。代表取締役に委任した理由は、当社及び当社グループ全体の経営状況、業績を最も熟知し俯瞰的な立場から総合的に各取締役の報酬額を決定できると判断したためです。また、代表取締役社長が各取締役の報酬額を決定する際は社外取締役の意見を得ることとしています。これらの手続きを得て各取締役の報酬額を決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり相当であると判断しています。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役上原左多男氏は、税理士法人上原会計事務所の代表社員を務めておりますが、当社との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役石川伸吾氏は、楠本株式会社及び楠本化成株式会社の代表取締役を務めておりますが、楠本株式会社とは特別な利害関係はありません。楠本化成株式会社とは原材料仕入取引をしていますが、市場価格を勘案し、交渉の上、一般取引条件と同様に決定しており、当社との間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 田中 滋子	11回	92%		
監査役 上原 左多男	11回	92%	11回	92%
監査役 石川 伸吾	11回	92%	11回	92%

・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役は当事業年度に開催された取締役会（12回）に11回出席し、その審議等において豊富な見識に基づき独立した観点から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適時指摘及び発言を行っています。

各社外監査役は当事業年度に開催された取締役会及び監査役会（12回）に11回出席し、その審議等において各々の専門的な見地から、適宜指摘及び発言を行っています。

(6) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

保森監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任については、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告します。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は監査役会決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人保森監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としています。

(7) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役会議事録をはじめ取締役の職務の執行に係る情報について、関連する規程、マニュアルに従い、適切に保存及び管理する。
2. 上記情報の保存及び管理について、取締役及び使用人に周知徹底する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理の確保については役員（執行役員含む）で構成するリスクマネジメント委員会（以下「RM委員会」という）と同委員会の指示のもと実務作業を行うリスクマネジメントプロジェクト（以下「RMプロジェクト」という）が担当する。

- 2. RM委員会とRMプロジェクトが当社及び子会社が抱えるリスクを調査・抽出し、取締役会（取締役）、監査役会（監査役）、内部監査室、子会社を含む経営会議体、現業部門と連携してリスクマネジメントを行う。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1. 取締役会規則において取締役会での決議事項、報告事項を明記するとともに、各取締役は職務分掌、組織運営規程に基づき職務権限の分配及び意思決定の適正化をはかり、効率的かつ適正な職務執行を行う。
 - 2. 各取締役は当社の経営方針の策定、重要事項の検討や決定、当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制の整備、運用等について、取締役に対して効率的に報告が行われる体制を構築するよう取締役会に適宜提案する。
 - 3. 経営戦略室長は当社及び各子会社から適時業績及び職務執行に関する事項の報告を受け、適宜RM委員会又は取締役会に報告を行う。
 - 4. 執行役員制度により、経営判断の迅速化、業務執行の意識向上及びその責任の明確化を図っている。
- ④ 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1. RM委員会とRMプロジェクトを設置し、リスクマネジメントの観点からコンプライアンスに取り組む。
 - 2. 取締役及び使用人に対し、役職・職務に応じてコンプライアンスに必要な研修を行い啓蒙する。
 - 3. 業務執行部門から独立した組織体として内部監査室を設置し、監査役と連携を図り業務プロセスを監視し、不正の発見、防止と業務プロセスの改善に努める。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1. 監査役は、当社と同様に子会社の取締役及び使用人に対して、必要に応じて報告を求めたり、内部監査室、経営戦略室と連携して調査を行い、業務プロセスを監査する。
 - 2. 子会社管理規程に基づき子会社の管理を行うとともに、子会社についても当社の内部統制システムに組み込み、当社を含む企業集団全体での業務の適正化を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 1. 取締役会は、監査役会が求めた場合は監査役会の求める職務の補助を行うことができる専門知識を有する使用人を速やかに監査役スタッフとして任命する。
 - 2. 取締役及び使用人は監査役スタッフの調査、監査等に対し、監査役に対するのと同等の協力を行う。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1. 監査役スタッフは、取締役等の指揮命令系統には属さず、独立して監査役の職務の補助にあたる。
 - 2. 監査役スタッフの発令、異動、考課、懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項
- 1. 取締役及び使用人は内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合はその都度報告するものとし、監査役は必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対しても報告を求めることができる。
 - 2. 取締役は⑧-1. の報告義務について、使用人に周知する。
 - 3. 監査役への報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1. 取締役は監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査室及び監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。
 - 2. 監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、監査役より監査に必要な費用を確認し予算計上することにより、その費用を負担する。
 - 3. 監査役は、当社及び子会社の各種会議体及び取締役会に出席し、取締役及び使用人に対して職務執行状況の確認及び説明を受けることができる。
- ⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 1. 取締役の職務執行
当事業年度において、取締役会は12回開催し、重要な意思決定を行っています。各規則や規程を制定又は見直しを行い、取締役が法令及び定款に則って業務執行できるようにしています。
 - 2. 監査役の職務執行
当事業年度において、監査役会は12回開催し、監査役相互による意見交換が行われ、取締役会に出席し独立した立場から経営の監視、監督を行っています。また、常勤監査役は取締役会のほか、社内の重要な会議に出席するほか、内部監査室ならびに会計監査人と定期的に情報交換等を行い取締役及び従業員の職務執行について監査をしています。
 - 3. リスク管理及びコンプライアンス
RM委員会を適時開催し、リスクの軽減、予防及び対応を行う重要事項の協議等を行っています。コンプライアンスに関わる教育は定期的に行い意識の向上を図っています。

-4. 企業集団における業務

子会社管理規程に基づき、子会社が重要事項を行う場合、事前に当社の役員会において承認を得ています。また、子会社からは毎月財務状況及びその他の状況について当社経営戦略室に報告を受けています。また、四半期ごとに当社の経理担当者が各子会社の経理処理について監査を行っています。

-5. 内部監査の実施

社長直轄部門に内部監査室を設置し、年間監査計画に基づき社内の重要な部門を対象に職務執行の状況、規程の運用状況の監査を行っています。その際に不備等が発見された場合、社長及び監査役に報告し業務改善の助言及び勧告を行っています。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,300,721	流 動 負 債	4,523,679
現 金 及 び 預 金	4,236,836	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	873,492
受取手形,売掛金及び契約資産	2,726,231	電 子 記 録 債 務	1,828,084
電 子 記 録 債 権	1,158,964	短 期 借 入 金	200,000
商 品 及 び 製 品	1,208,793	未 払 法 人 税 等	498,923
仕 掛 品	215,350	賞 与 引 当 金	308,400
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	686,278	そ の 他	814,778
そ の 他	72,068	固 定 負 債	611,068
貸 倒 引 当 金	△3,802	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	68,786
固 定 資 産	6,065,154	株 式 給 付 引 当 金	160,522
有 形 固 定 資 産	4,496,480	退 職 給 付 に 係 る 負 債	267,323
建 物 及 び 構 築 物	1,368,447	資 産 除 去 債 務	45,266
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	496,997	そ の 他	69,168
土 地	2,406,000	負 債 合 計	5,134,747
リ ー ス 資 産	80,241	純資産の部	
そ の 他	144,792	株 主 資 本	10,910,876
無 形 固 定 資 産	418,016	資 本 金	1,040,000
投 資 そ の 他 の 資 産	1,150,657	資 本 剰 余 金	754,293
投 資 有 価 証 券	705,154	利 益 剰 余 金	10,124,290
繰 延 税 金 資 産	194,915	自 己 株 式	△1,007,706
そ の 他	273,853	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	320,251
貸 倒 引 当 金	△23,265	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	292,867
資 産 合 計	16,365,875	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	27,384
		純 資 産 合 計	11,231,128
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,365,875

連結損益及び包括利益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
商品及び製品売上高	11,836,000	
工事売上高	927,250	12,763,250
売上原価		
商品及び製品売上原価	8,297,811	
工事売上原価	782,516	9,080,328
売上総利益		3,682,922
販売費及び一般管理費		3,113,854
営業利益		569,068
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	17,808	
受取家賃	4,200	
為替差益	135	
受取保険金	18	
補助金収入	5,000	
株式給付引当金戻入額	2,437	
その他	9,328	38,927
営業外費用		
支払利息	1,590	1,590
経常利益		606,406
特別利益		
固定資産売却益	728,016	
投資有価証券売却益	9,668	
環境対策引当金戻入益	7,201	
固定資産受贈益	2,140	747,025
特別損失		
固定資産除却損	5,507	5,507
税金等調整前当期純利益		1,347,924
法人税、住民税及び事業税		524,750
法人税等調整額		△121,966
当期純利益		945,140
親会社株主に帰属する当期純利益		945,140
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25,584	
退職給付に係る調整額	3,987	29,572
包括利益		974,712

※包括利益計算書は参考表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,040,000	754,293	9,276,493	△1,009,725	10,061,060
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△97,342		△97,342
親会社株主に帰属する当期純利益			945,140		945,140
自 己 株 式 の 処 分				2,018	2,018
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	847,797	2,018	849,816
当 期 末 残 高	1,040,000	754,293	10,124,290	△1,007,706	10,910,876

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	267,282	23,396	290,678	10,351,739
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△97,342
親会社株主に帰属する当期純利益				945,140
自 己 株 式 の 処 分				2,018
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	25,584	3,987	29,572	29,572
当 期 変 動 額 合 計	25,584	3,987	29,572	879,388
当 期 末 残 高	292,867	27,384	320,251	11,231,128

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の状況
 - ① 連結子会社の数 4社
 - ② 連結子会社の名称
アトムサポート株式会社
株式会社アプス
アトム機械サービス株式会社
アトムテクノス株式会社
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、親会社と同一です。
3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産
通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価については、主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。
施工関係（未成工事支出金）については、個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は定率法を採用しています。
ただし、当社及び連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物及び構築物 2年～50年
機械装置及び運搬具 2年～17年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、売掛債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、当連結会計年度が負担すべき支給見込額を計上しています。

③ 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

④ 株式給付引当金

当社は、株式交付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 塗料販売事業

塗料販売事業では、道路用塗料、床・屋根・防水などの建築用塗料、家庭用塗料、コンクリート構造物の保護・補修材の製造販売を行っています。このほか、道路用塗料の施工機械の製造販売、交通安全や生活保護のインフラの維持管理に係るソフトウェアの開発と販売、物流業務を行っています。

製品及びサービスについては、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則製品及びサービスの納入時点において支配が顧客に移転することにより履行義務が完了すると判断し、当該時点において収益を認識していますが、国内における製品の販売においては、出荷時から顧客に支配が移転される期間が通常期間である場合には、出荷時に収益を認識しています。

② 施工事業

施工事業では、当社及び連結子会社で製造した製品を用いた工事の請負を行っています。

工事については、主に工事が完成し支配が顧客に移転することにより履行義務が完了すると判断し当該時点において収益を認識していますが、一定の期間にわたり支配が移転する場合には進捗度合いに応じ収益を認識しています。

取引価格の算定については、顧客との契約等において約束した対価から、値引き等を加味した金額で算定しています。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に受領しており重大な金融要素は含んでいません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

-1. 退職給付見込額の期間帰属方法

当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

-2. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしており、過去勤務費用は、発生時に全額費用処理しています。

-3. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 重要なヘッジ会計の方法

該当事項はありません。

[追加情報]

(株式付与ESOP信託について)

当社は2014年11月25日開催の取締役会において、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」の導入を決議しました。

(1) 取引の概要

当社が、当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。本信託は、予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。その後、本信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の勤続年数及び職能資格に応じた当社株式を、退職時に無償で従業員に交付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、238,063千円、400,900株です。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

（固定資産の減損）

1. 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 4,496,480 千円

無形固定資産 418,016 千円

なお、減損損失の計上はありません。

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社及び連結子会社は、減損損失の見積りに際し、営業活動から生じる損益等の継続的なマイナスや経営環境の著しい悪化等により減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについて、減損損失の認識の判定を行っており、当該資産又は、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識を判定することとしています。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、その前提となる営業利益、設備投資額及び割引率であり、営業利益は主として民間企業の設備投資や個人消費の動向及び公共工事の発注量等に影響を受ける可能性があります。

当社及び連結子会社では、キャッシュ・フローの実態に即した減損の兆候の判定を行い、現在までに想定しうる最善の予測・仮定に基づき、将来キャッシュ・フローの見積りを算定していますが、民間企業の設備投資や個人消費の動向、公共工事の発注量等の変化により、主要な仮定に影響を与える可能性があります。

（一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識）

1. 連結計算書類に計上した金額

完成工事高 568,613千円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社及び連結子会社は、施工事業における工事契約において一定の期間にわたり充足される履行義務については、少額又は期間が短い工事を除き履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までに当該工事に発生した工事原価が予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っています。工事原価総額の見積りは実行予算によって行っています。

なお、工事原価総額については、決算時点で入手可能な情報に基づいて金額を見積もっていますが、工事契約の変更、追加工事、予定工期期間の見直し等により工事内容に変更があった場合には、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

- 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 8,383,528千円
- 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

受取手形	156,973
売掛金	2,568,944
契約資産	312
合 計	2,726,231

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

- 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	7,242千株	一千株	一千株	7,242千株

- 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	1,920千株	一千株	3千株	1,916千株

(注1) 当連結会計年度期首および当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式がそれぞれ404,300株、400,900株含まれています。

(注2) (変動事由の概要)

株式付与ESOP信託口から株式交付対象者への交付等による減少 3,400株

- 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	2025年6月27日 定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	97,342千円
1株当たり配当額	17円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

(※) 配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式に対する配当金6,873千円が含まれています。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	2026年6月26日 定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	114,521千円
1株当たり配当額	20円
配当の原資	利益剰余金
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月29日

(※) 配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式に対する配当金8,018千円が含まれています。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定しています。また、資金調達につきましては銀行借入を方針としています。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するため利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金には、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれておりますが、満期日において元本金額が全額支払われるため安全性は高いものであります。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しましては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、重要な取引先におきましては信用状況等を把握するように努めています。

短期貸付金及び長期貸付金は、従業員に対する貸付であり、貸付金規程により適切に管理しています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価や財務状況を確認しています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金につきましては、主に運転資金に係る資金調達であり、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、定期的に市場の金利状況を確認しています。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が資金繰管理表を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりです。なお、重要性が乏しいものについては、次表には含まれていません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券（※2） その他有価証券	582,754	582,754	—
資産計	582,754	582,754	—

(※1) 「現金」及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する「預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「短期貸付金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については記載を省略しています。また「長期貸付金」については、重要性が乏しいことから記載を省略しています。

(※2) 市場価格のない株式は上記の投資有価証券「その他有価証券」に含まれていません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	122,400千円

(注1) 投資有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	154,366	582,754	428,387
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		154,366	582,754	428,387

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超～5年以内
現金及び預金	4,236,836	—
受取手形及び売掛金	2,725,918	—
電子記録債権	1,158,964	—
長期貸付金 ※	658	826
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—
合計	8,122,377	826

※長期貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金を含めて記載しています。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
リース債務	34,797	27,821	17,573	4,898	1,218	501

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	582,754	—	—	582,754
資産計	582,754	—	—	582,754

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債 該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しています。

[賃貸等不動産に関する注記]

当社グループは、賃貸等不動産を有しておりますが、重要性がないため開示を省略しています。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合 計
	塗料販売事業	施工事業	計	
一時点で移転される財及びサービス	11,589,333	358,637	11,947,970	11,947,970
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	246,667	568,613	815,280	815,280
顧客との契約から生じる収益	11,836,000	927,250	12,763,250	12,763,250
外部顧客への売上高	11,836,000	927,250	12,763,250	12,763,250

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕「3. 会計方針に関する事項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,636,939	3,884,883
契約資産	70,662	312
契約負債	121,656	136,093

契約資産は、顧客との工事契約において、履行義務の充足における進捗度合いに応じて認識したものであり、工事が完成し支配が顧客に移転した時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、履行義務の充足の前に受け取った前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、93,387千円で、全て工事契約に係るものであり、工事の進捗に応じて、概ね1年以内に完成工事高として収益を認識すると見込んでいます。

また、工事契約以外については、履行義務の充足から生じる収益を収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って認識しているため、実務上の便法を適用し、当該注記の対象に含めていません。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 2,109円07銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益金額 | 177円58銭 |

(※) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1 株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。なお、当連結会計年度において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する期末自己株式数は400,900株、期中平均株式数は403,975株です。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,887,784	流 動 負 債	4,211,220
現 金 及 び 預 金	3,330,709	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	800,526
受 取 手 形	155,944	電 子 記 録 債 務	1,766,716
電 子 記 録 債 権	1,354,922	短 期 借 入 金	200,000
売 掛 金	2,162,503	リ ー ス 債 務	25,583
商 品 及 び 製 品	1,053,048	未 払 人	262,726
仕 掛 品	174,137	未 払 法 人 税 等	443,461
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	602,388	賞 与 引 当 金	277,886
そ の 他	58,361	そ の 他	434,319
貸 倒 引 当 金	△4,232	固 定 負 債	568,952
固 定 資 産	6,008,504	リ ー ス 債 務	33,890
有 形 固 定 資 産	4,408,704	退 職 給 付 引 当 金	263,828
建 物 及 び 構 築 物	1,356,923	株 式 給 付 引 当 金	160,522
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	489,235	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	49,609
土 地	2,367,151	資 産 除 去 債 務	45,266
そ の 他	195,393	そ の 他	15,834
無 形 固 定 資 産	400,583	負 債 合 計	4,780,172
ソ フ ト ウ ェ ア	370,875	純資産の部	
そ の 他	29,708	株 主 資 本	9,823,255
投 資 そ の 他 の 資 産	1,199,216	資 本 金	1,040,000
投 資 有 価 証 券	703,620	資 本 剰 余 金	754,293
関 係 会 社 株 式	79,240	資 本 準 備 金	680,400
従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金	826	そ の 他 資 本 剰 余 金	73,893
破 産 更 生 債 権	1,235	利 益 剰 余 金	9,036,668
繰 延 税 金 資 産	169,332	利 益 準 備 金	260,000
そ の 他	268,226	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,776,668
貸 倒 引 当 金	△23,265	別 途 積 立 金	5,664,153
資 産 合 計	14,896,288	繰 越 利 益 剰 余 金	3,112,515
		自 己 株 式	△1,007,706
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	292,861
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	292,861
		純 資 産 合 計	10,116,116
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,896,288

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
製品売上高	11,212,852	
完成工事高	91,584	11,304,437
売上原価		
製品売上原価	8,033,280	
工事売上原価	80,356	8,113,637
売上総利益		3,190,800
販売費及び一般管理費		2,706,061
営業利益		484,739
営業外収益		
受取利息	789	
受取配当金	16,498	
為替差益	135	
受取家賃	19,588	
雑収入	15,909	52,921
営業外費用		
支払利息	1,590	1,590
経常利益		536,070
特別利益		
固定資産売却益	728,016	
投資有価証券売却益	9,668	
環境対策引当金戻入益	7,201	744,885
特別損失		
固定資産除却損	5,507	5,507
税引前当期純利益		1,275,448
法人税、住民税及び事業税		466,632
法人税等調整額		△93,149
当期純利益		901,965

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,040,000	680,400	73,893	754,293	260,000	5,664,153	2,307,892	8,232,046
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△97,342	△97,342
当 期 純 利 益							901,965	901,965
自 己 株 式 の 処 分								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	－	804,622	804,622
当 期 末 残 高	1,040,000	680,400	73,893	754,293	260,000	5,664,153	3,112,515	9,036,668

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,009,725	9,016,613	267,313	267,313	9,283,927
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△97,342			△97,342
当 期 純 利 益		901,965			901,965
自 己 株 式 の 処 分	2,018	2,018			2,018
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			25,547	25,547	25,547
当 期 変 動 額 合 計	2,018	806,641	25,547	25,547	832,189
当 期 末 残 高	△1,007,706	9,823,255	292,861	292,861	10,116,116

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社株式
移動平均法による原価法
 - その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産
通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価については、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しています。
施工関係(未成工事支出金)については、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しています。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しています。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～17年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売掛債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、当事業年度が負担すべき支給見込額を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとし、過去勤務費用は発生時に全額費用処理をしています。

- (4) 株式給付引当金
株式交付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しています。
- (5) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。
- 4. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。
 - ①塗料販売事業
塗料販売事業では、道路用塗料、床・屋根・防水などの建築用塗料、家庭用塗料、コンクリート構造物の保護・補修材の製造販売を行っています。このほか、道路用塗料の施工機械の製造販売、交通安全や生活保護のインフラの維持管理に係るソフトウェアの開発と販売、物流業務を行っています。
製品及びサービスについては、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則製品及びサービスの納入時点において支配が顧客に移転することにより履行義務が完了すると判断し、当該時点において収益を認識していますが、国内における製品の販売においては、出荷時から顧客に支配が移転される期間が通常期間である場合には、出荷時に収益を認識しています。
 - ②施工事業
施工事業では、当社で製造した製品を用いた工事の請負を行っています。
工事については、主に工事が完成し支配が顧客に移転することにより履行義務が完了すると判断し当該時点において収益を認識していますが、一定の期間にわたり支配が移転する場合には進捗度合いに応じ収益を認識しています。

取引価格の算定については、顧客との契約等において約束した対価から、値引き等を加味した金額で算定しています。
これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に受領しており重大な金融要素は含んでいません。
- 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 退職給付に係る会計処理の方法
計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっています。
 - (2) 重要なヘッジ会計の方法
該当事項はありません。

〔追加情報〕

（株式付与ESOP信託について）

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表〔追加情報〕」に同一の内容を記載しているため注記を省略しています。

〔会計上の見積りに関する注記〕

（固定資産の減損）

1. 計算書類に計上した金額
減損損失を計上していません。
2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結計算書類「連結注記表〔会計上の見積りに関する注記〕」に同一の内容を記載している
ので注記を省略しています。

〔貸借対照表に関する注記〕

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,228,988千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 403,106千円 |
| 短期金銭債務 | 43,199千円 |

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
売上高	778,204千円
仕入高	348,763千円
その他の営業取引高	13,571千円
営業取引以外の取引高	19,793千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,916,845株
------	------------

当事業年度末における自己株式数には日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する400,900株が含まれています。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
貸倒引当金	8,799
賞与引当金	88,923
未払事業税	24,736
退職給付引当金	84,424
株式給付引当金	51,367
関係会社株式評価損	117,088
投資有価証券評価損	1,563
役員退職慰労引当金	15,875
その他	50,676
繰延税金資産小計	443,455
評価性引当額	△138,604
繰延税金資産合計	304,850
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△135,517
繰延税金負債合計	△135,517
繰延税金資産純額	169,332

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

	(単位：％)
法定実効税率	31.0
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1
住民税等均等割	1.2
税額控除	△2.0
評価性引当額の増減	0.0
税率変更による影響額	△0.7
その他	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、塗料販売事業における工具、器具及び備品です。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

2. オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(借主側)

1 年内

3,421千円

1 年超

4,862千円

計

8,283千円

〔収益認識に関する注記〕

連結計算書類「連結注記表〔収益認識に関する注記〕」に同一の内容を記載しているため注記を省略しています。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

属性	会社等の 名称	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	アトムサボ アート株式会 社	所有直接 100%	役員2名	当社製品 の販売等	当社の塗 料等の販 売(注)	746,971	売掛金 受取手形 電子記録債権	137,066 2,064 246,858
子会社	アトム機械 サービス株式 会社	所有直接 100%	役員2名	機械製品 の購入等	機械製品 等の購入 (注)	298,448	買掛金	36,422

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

価格その他の取引条件は、市場価格、原価等を勘案し毎期価格交渉の上決定しています。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額

1,899円68銭

2. 1株当たり当期純利益金額

169円47銭

(※) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。なお、当事業年度において日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する期末自己株式数は400,900株、期中平均株式数は403,975株です。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

アトミクス株式会社
取締役会 御中

保森監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 町井 徹
業務執行社員
代表社員 公認会計士 広部 岳彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アトミクス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アトミクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

アトミクス株式会社
取締役会 御中

保森監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 町 井 徹
業務執行社員

代表社員 公認会計士 広 部 岳 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アトミクス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書（ただし、連結包括利益計算書部分を除く）、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

アトムクス株式会社 監査役会

常勤監査役 小 川 博 巳 ㊟

社外監査役 上 原 左多男 ㊟

社外監査役 石 川 伸 吾 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第79期の期末配当につきましては、安定配当を基本とし、当事業年度の業績ならびに今後の事業環境などを総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、114,521,100円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、建物の老朽化及び資産の有効活用を行うため、本店を移転することを決定いたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都板橋区から東京都新宿区に変更するものです。なお、当該第3条の変更については、2027年に開催予定の第80期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとして、その旨の附則を設けるとともに、その効力発生日経過後に当該附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (本店の所在地) 第 3 条 当会社は、本店を東京都<u>板橋区</u>に置く。 (新 設)	第 1 章 総 則 (本店の所在地) 第 3 条 当会社は、本店を東京都<u>新宿区</u>に置く。 <u>附則</u> <u>第 1 条 (効力発生)</u> <u>第 3 条 (本店の所在地) の変更は、2027年に開催予定の第80期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じる。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

以 上

